

論文審査の結果の要旨

申請者氏名 李 侖 美

本論文は、1993年8月の農地法改正で生まれるとともに、2000年以降、急速に全国で設立されている新しい農業法人形態であるJA(農協)出資農業生産法人(以下ではJA出資法人と略記)をとりあげ、その今日的到達点を108法人に対するアンケート調査(2004年9月実施)と46法人の損益計算書(2003年度)の分析を通して明らかにするとともに、実態調査を踏まえて企業形態に関する類型化を試み、今後の農業構造改革における意義を検討した画期的な研究であり、4部・11章からなる大部のものである。

第一部は日本農業の構造問題を解決する上で、JA出資法人に期待が集まっている状況を、新基本計画における担い手政策の変容(第1章)、構造問題の現局面(第2章)、農水省と農業団体におけるJA出資法人への政策的対応(第3章)の視点から検討した。

第1章においては、JA出資法人への期待が高まっている状況を新基本計画の制定を軸としながら論じ、JA出資法人に関する研究史の整理を踏まえて、本論文における課題の設定を行った。第2章では、土地利用型農業の担い手をめぐる最新の状況を整理して、JA出資法人の登場が期待される背景に対する理解を深めた。そして、第3章においては、農業生産法人をめぐる政策的対応の歴史を振り返り、JA出資法人が法認され、高い位置づけを与えられたことの意義を確認する。その上で、JA陣営の中で、JA全中のJA出資法人育成に対する取組みと、先発事例を生み出したいくつかのJA県中央会、個別JA(単協)のJA出資法人設立の取組みについて検討した。

第二部は第4章において、JA出資法人の具体的な存立構造を企業形態、JAの出資、経営構造について他の指標とのクロス集計を通じて浮き彫りにした。その上で、アンケート調査に付帯して収集した収支決算書(貸借対照表・損益計算書など)の分析を通して、JA出資法人経営の採算性や財務状況を検討し、JA出資法人の経済状態における今日的到達点について先発経営を中心にした評価を加えた。

第三部は「JA出資農業生産法人の諸類型」と題して、第5章から第10章でアンケート分析と個別実態調査を踏まえてJA出資法人の企業形態に関する類型化を試みた。

以上の分析を踏まえて最後に、第一部第11章においては、今日の日本農業の構造問題の局面におけるJA出資法人の意義を明らかにするとともに、直面する課題の一端を次のように提示した。

第1に、2000年以降、農水省は新基本計画の策定・実践を通して、JA出資法人を構造再編の重要な担い手として積極的に認知・育成する方針を採用するに至った。

第2に、農協系統組織も2000年10月のJA全国大会を契機として、全中・県中がJA出資法人の積極的な育成に乗り出すことになり、JA出資法人の育成は新段階に入った。

第3に、2001年以降、JA出資法人の設立数は急増し、全国に及ぶとともに、あらゆる地域類型に広がり、当初から大規模な経営が設立されるようになった(量的変化1)。

第 4 に、2001 年以降は市町村農業公社よりは JA 出資法人の設立に重点が移る中で、市町村農業公社の下に JA 出資法人を設立するか、JA 出資法人に市町村が出資する事例が増加し、JA 出資法人の変化が起きつつある（**質的变化 1**）。

第 5 に、2001 年以降は 1 JA 複数 JA 出資法人の設立という質的に異なる段階への移行が確認できる（**質的变化 2**）。

第 6 に、JA 出資法人の経営状態は 2001 年以降に規模拡大が進み、水田面積 30～50ha に達するとともに改善がみられ、新規設立の機運が盛り上がっている（**量的変化 2**）。

第 7 に、2001 年以降に大規模経営は資本金額の高度化と事業多角化を通じて、売上高の増大と経営状態の改善を実現しつつある（**量的・質的变化 3**）。

第 8 に、JA 出資法人は以下のように 5 つに類型化される。個別農業経営的法人 = 農業経営が中心、作業受託会社会的法人 = 作業受託が中心、集落経営体的法人 = 集落営農の組織化、JA 現業部門的会社会的法人 = 農業関連・非関連事業が中心、総合農企業的法人 = 多様な事業の兼併。

第 9 に、JA 出資法人は 2001 年以降、集落経営体的法人や JA 現業部門会社会的法人などの新たな類型が登場し、総合農企業的法人への傾斜を強めている（**質的变化 4**）。

以上のように本論文は農政の転換過程で注目を集める新たな法人形態である JA 出資法人について、わが国で初めてこれを体系的・歴史的・制度的・統計的・実態的に明らかにした画期的な研究であり、学術上、応用上貢献するところが少なくない。よって審査委員一同は本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。